

地域公共交通計画認定申請書(令和8事業年度分)の変更申請

※令和8事業年度:令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月まで

- ・令和8事業年度分の計画認定申請書は、令和7年6月24日に提出し、認定済み
- ・認定済みのため、今回、「計画変更認定申請書」を提出する
- ・令和8事業年度は内田線のみ地域内観光フィーダー系統に移行する
(国の予算により、1 路線のみ移行対応)
- ・鑑文以降の別紙や各表の赤字箇所は、当初の計画からの修正部分

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 犬山市地域公共交通会議
住 所 犬山市大字犬山字東畑 3 6 番地
代表者氏名 磯部 友彦

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 8 月○日 ※観光フィーダー移行への協議が調った日付を記載します。

○ 変更箇所

- ・計画別紙 1. 3. 4. 18. 19.
- ・表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- ・表 1 観光振興事業により運行する運行系統の概要及び運送予定者
- ・表 5 観光振興事業を行う地域の概要

○ 変更理由

対象の系統について、地域内フィーダー補助から地域内観光フィーダー補助への変更をしたいため。

令和7年6月24日

今回の協議が調った日付を記載します→ 令和8年8月〇日

(名称) 犬山市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

主に犬山市の東部に広がる丘陵地において多く存在する交通不便地域へ、犬山市コミュニティバス（愛称：わん丸君バス）をはじめとした地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段が確保され、医療機関や商業施設等への外出機会が増加することにより、豊かな市民生活の維持向上を図るほか、**犬山市への来訪者の観光周遊を促進させる**ことを目的とする。

【必要性】

過疎化の進行や自動車の普及・マイカーの定着等により、民間路線バス等の利用者が大きく減少し、民間路線バスは事業の撤退をせざるを得なくなった。

その結果、特に犬山市の東部に広がる丘陵地においては、公共交通不便地域が多く発生することとなった。さらに、昭和40年代に造成された大型団地も市の東部に点在し、鉄道沿線の地域（市中心部、西部及び南部）と比べ、高齢化率が高い地区が密集している。

主要な公共施設や市街地、通院や買い物など生活に不可欠な場所への移動手段の確保のほか**犬山市へ来訪する観光客の足を確保する**ため、コミュニティバスの運行は必要である。

その中で、事業者及び市の運営努力だけでは路線の維持が困難であるため、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）の活用が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

基本方針1 まちづくりと連携した公共交通ネットワーク

目標指標	現況値（R4年度）	目標値
公共交通の総利用者数	9,983,742人／年	11,680,000人／年

鉄道：名鉄各線の市内各駅乗降者数

路線バス：岐阜バス「リトルワールド・モンキーパーク線」「明治村線」

わん丸君バス：全路線

タクシー：犬山タクシー(株)の年間利用者数

基本方針2 快適な乗り継ぎ環境

目標指標	現況値（R4年度）	目標値
乗継利便性向上に資する 取り組み件数	—	5件

※件数は計画期間の累計

基本方針5 すべての関係者の連携・協働

目標指標	現況値（R4年度）	目標値
関係者が連携・協働した 取り組み件数	—	9件

※件数は計画期間の累計

(犬山市地域公共交通計画 P58 参照)

(2) 事業の効果

地域公共交通を維持継続することにより、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保することができる。それに伴い、医療機関等の活用や、商業施設等への外出機会を増やせることで、健康で豊かな市民生活の維持向上に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 乗り継ぎを考慮したダイヤの見直し（犬山市、交通事業者）
- ・ 主要バス停の待合環境整備（犬山市、交通事業者）
- ・ 乗り継ぎに必要な運行情報の提供（犬山市、交通事業者）
- ・ キャッシュレス決済の導入（犬山市、交通事業者）
- ・ 駐車場、自転車等駐車場の維持確保（犬山市、交通事業者）
- ・ 公共交通の乗り方教室の開催（犬山市、交通事業者、学校、各種団体）
- ・ 転入者への公共交通情報の提供（犬山市）
- ・ エコ通勤やエコ通学の促進（犬山市、企業、学校）
- ・ 運転免許返納者への支援（犬山市、交通事業者、警察）
- ・ 商業や観光施設と連携した公共交通利用者特典の提供（犬山市、交通事業者、企業）
- ・ 公共交通を利用した観光ルートの紹介（犬山市、交通事業者、企業）
- ・ 公共交通への愛着の向上（犬山市、交通事業者、学校）

◆受入環境に係る利便増進措置

- ・ 内田線のポケット時刻表について、ローマ字版の作成（犬山市、交通事業者）
- ・ 内田線車内に外国語の観光パンフレットを設置（犬山市、観光協会、交通事業者）

（犬山市地域公共交通計画 P59～63 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

(1) 補助対象となるフィーダー系統

路線	区間	種別	運行日
栗栖・富岡線	栗栖北～犬山駅東口～総合 犬山中央病院	地域内フィーダー	月～金 (祝日含む)
上野線	上野南海道～犬山駅西口～ 総合犬山中央病院 上野南海道～犬山駅西口	地域内フィーダー	
今井・前原線	四ッ家～市民健康館～犬山 駅東口	地域内フィーダー	
善師野・塔野地線	善師野台北～市民健康館～ 犬山駅東口	地域内フィーダー	
楽田東部線	田県神社前駅～楽田駅東～ 総合犬山中央病院	地域内フィーダー	
内田線	犬山駅西口～城前広場～犬 山市体育館	観光フィーダー	

(ただし、12月29日～1月4日は運休)

(2) 路線図及び時刻表 別添「わん丸君バス時刻表・路線図」参照

(3) 運行事業者 あおい交通株式会社

(4) 運行事業者の決定方法

あおい交通株式会社は、平成19年1月より犬山市のコミュニティバス運行を担い、常に安全な運行とサービス向上に努めている。また、犬山市の路線、停留所付近の地形や交通状況に熟知している。さらに、犬山市に隣接する小牧市に営業所を、大口町に路線バス車庫を有していて、運行管理体制が十分整備されている。

また、令和5年12月からの新運行についても、令和5年8月25日、5社による指名競争入札により、あおい交通株式会社が落札し、引き続き運行を継続している。

(5) 運行事業者を選定した経緯

一般乗合旅客自動車運送事業の資格を有し、また、緊急時に対応するために、市内又は隣接する市町に路線バス車庫を有していることを条件とした。さらに、運行の安定性、継続性を確保するために、現在、路線バスの運行を行っている事業者を選定することとした。

それらの条件に合致した事業者から、犬山市の入札参加者資格がある5社を指名し、指名競争入札を行った。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

負担者：犬山市

運行に係る費用総額のうち、犬山市から運行事業者への負担金については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値目標による評価を実施 ・市民アンケート調査を実施 ・利用者アンケート調査を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり 犬山市交通不便地区人口：3,287人
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
犬山市のコミュニティバスは8台体制で運行をしているが、うち2台の大型車両について購入から12年が経過している。故障等により運行に支障が生じないように、車両を買い替える必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」のとおり
(2) 事業の効果
耐用年数を経過した車両の買い替えにより、より安全な運行ができる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
車両2台購入予定（約24,000千円／台） 購入手続き後、令和7年10月以降に車両登録予定。 車両購入費用の負担者は犬山市であり、運行事業者が車両の利用者となる。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

■ 令和3年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和3年 6月18日（金）	・ 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費に係る生活交通確保維持改善計画について ・ 今井・前原線における迂回路線の廃止について ・ その他報告事項
第2回 令和3年 12月24日（金）	・ 地域公共交通確保維持改善事業費・事業評価 ・ 事業実地と生活確保維持改善計画との関連について ・ 令和3年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要 ・ 犬山市多子・多胎世帯子育て支援事業に係るわん丸君バスの無料乗車について ・ その他報告事項
第3回 令和4年 3月29日（金）	・ 令和4年度 犬山市地域公共交通会議予算（案）について ・ 地域公共交通計画の策定について ・ 地域交通実証実験（デマンド交通）について ・ 監事の選任について ・ その他報告事項

■ 令和4年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第1回 令和4年 6月17日（金）	・ 生活交通確保維持改善計画（案）について ・ 星和橋撤去工事完了に伴う路線等の変更及び迂回ルートの廃止について（今井・前原線） ・ 地元要望に伴う路線等の変更について（内田線） ・ 地域公共交通計画の策定について ・ 公共交通実証実験（デマンド交通）について ・ わん丸君バス再編方針について ・ その他報告事項
第2回 令和4年 8月30日（火）	・ 地域公共交通計画の策定について ・ 公共交通実証実験（デマンド交通）について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第3回 令和4年 10月19日（水）	・ 地域公共交通計画の策定について ・ デマンド交通実証実験について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第4回 令和4年 12月23日（金）	・ 令和4年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・ 地域公共交通計画（案）の策定について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第5回 令和5年 3月24日（金）	・ 令和5年度犬山市地域公共交通会議予算（案）について ・ 地域公共交通計画（案）の策定について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項

■ 令和 5 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 令和 5 年 6 月 23 日（金）	・生活交通確保維持改善計画（案）について ・地域公共交通計画（案）の策定について ・わん丸君バス再編について ・わん丸君バスパス券の追加販売について ・その他報告事項
第 2 回 令和 5 年 8 月 28 日（月）	・紅葉ルートバスについて ・「あいち県民の日」に伴うわん丸君バスの無料乗車について ・地域公共交通計画（案）の策定について
第 3 回 令和 5 年 12 月 22 日（金）	・令和 5 年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・地域公共交通計画（案）の策定について ・犬山市内バス路線の合理化について（岐阜乗合自動車株式会社） ・その他報告事項
第 4 回 令和 6 年 3 月 22 日（金）	・地元要望に伴う路線の変更について（楽田西部線） ・（仮称）犬山市地域公共交通運賃料金協議会の設置について ・その他報告事項

■ 令和 6 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 令和 6 年 6 月 21 日（金）	・生活交通確保維持改善計画（案）について ・岐阜バス「明治村線」の一部路線廃止について ・交通空白（時間帯）の指定について ・事業者協力型自家用有償旅客運送の実施について ・その他報告事項
第 2 回 令和 6 年 12 月 20 日（金）	・令和 6 年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・その他報告事項

■ 令和 7 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 令和 7 年 6 月 20 日（金）	・ 犬山市地域公共交通計画の一部修正について ・ 生活交通確保維持改善計画（案）について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第 2 回 令和 7 年 10 月 3 日（金）	・ 公共ライドシェアの継続について ・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項
第 3 回 令和 7 年 12 月 19 日（金）	・ 令和 7 年度犬山市地域公共交通会議予算について ・ 令和 7 年度事業における地域公共交通確保維持改善に関する自己評価（案）について ・ わん丸君バス再編について ・ 公共ライドシェア（日中）の実施について ・ その他報告事項
第 4 回 令和 8 年 3 月 27 日（金）	・ わん丸君バス再編について ・ その他報告事項

■ 令和 8 年度犬山市地域公共交通会議の開催概要

地域公共交通会議	議事内容
第 1 回 令和 8 年 6 月 26 日（金）	・ 犬山市地域公共交通会議決算報告及び予算について ・ 令和 9 年度地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）について ・ わん丸君バス再編について ・ 公共ライドシェア（日中）の運行について ・ 紅葉ルートバスの運行について ・ その他報告事項
第 2 回 令和 8 年 8 月（書面開催）	・ 観光フィーダー系統への移行について

19. 利用者等の意見の反映状況

当市の地域公共交通会議には、利用者及び市民代表として町会長会連合会、老人クラブ連合会、交通婦人会の各代表が参加している。また、利用者等の満足度向上のため、定期的に利用者アンケートを実施している。

①市民アンケート（R3.9）

15歳以上2,000人の市民を無作為に抽出し、公共交通に関するアンケートを実施
(915票、回答率45.8%)

②OD調査（R3.10.15）

当日のコミュニティバス（全路線、全便）に調査員が乗車し、利用者を対象にアンケート（利用目的、最終目的地、利用頻度、乗継等）を実施
(506票)

③わん丸君バス再編に関するアンケート（R4.7）

町内会長を対象に、わん丸君バス再編にあたり、各地域での課題等を抽出するためのアンケートを実施
(226件、回答率71.2%)

④企業等送迎バス実態調査（R4.10）

名鉄犬山駅にて、企業等送迎バスの発着や乗降に関する調査を実施
(R4.10.11午前)

⑤デマンドタクシー実証実験利用者アンケート（R5.1～4）

デマンド交通実証実験を行い（R5.1.11～3.10）、利用者及び事前登録者に対してアンケートを実施
(利用者15件、登録者76件(回答率56.3%))

⑥パブリックコメントの実施（R5.11）

犬山市地域公共交通会議に関する意見を募集。
(7件)

⑦わん丸君バス再編に関する町会長アンケート（R7.2）

町内会長を対象に、わん丸君バス再編にあたり、各地域での課題等を抽出するためのアンケートを実施
(242件、回答率76.3%)

⑧わん丸君バス再編に関する運転手アンケート（R7.2）

運転手・運行管理者を対象に、わん丸君バス再編にあたり、運転手目線での課題等を抽出するためのアンケートを実施
(運転手8名、運行管理者4名)

⑨わん丸君バス再編に関する利用者アンケート（R7.2～4）

わん丸君バス再編にあたり、利用者を対象としてアンケートを実施し、ニーズの把握や課題等を整理する。
(69件)

⑩パブリックコメントの実施(R7.11)

わん丸君バス再編案のうち運賃及び料金に関する意見を募集。
(1件)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

(所 属) 犬山市 市民部 防災交通課

(氏 名) 加藤、岡部

(電 話) 0568-44-0347 (直通)

(E-mail) 010400@city.inuyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
犬山市	あおい交通株式会社	(1) 栗栖・富岡線	栗栖北	犬山駅東口	総合犬山中央病院	往16.1km 復16.1km	256日	1,280回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(2-1) 上野線	上野南海道	犬山駅西口	総合犬山中央病院	往9.2km 復9.2km	256日	1,152回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(2-2) 上野線 (下6便のみ)	上野南海道		犬山駅西口	往6.1km	256日	128回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(3-1) 今井・前原線	四ツ家	市民健康館	犬山駅東口	往15.0km 復15.0km	256日	896回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(3-2) 今井・前原線 (上1便のみ)	犬山駅東口		市民健康館	往8.9km	256日	128回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(3-3) 今井・前原線 (上5便のみ)	犬山駅東口	市民健康館 城東小学校西	四ツ家	往16.8km	256日	128回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(4-1) 善師野・塔野地線	善師野台北	市民健康館	犬山駅東口	往12.4km 復12.4km	256日	1,024回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(4-2) 善師野・塔野地線 (上1便のみ)	善師野台北	市民健康館	犬山駅東口	往13.0km	256日	128回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(5) 楽田東部線	田県神社前駅	楽田駅東	総合犬山中央病院	往14.6km 復14.6km	256日	1,280回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄楽田駅との接続	③
	あおい交通株式会社	(6) 内田線	犬山駅西口	城前広場	犬山市体育館	往12.8km 復14.5km	256日	1,125回			路線定期	②(2)	地域間交通ネットワーク (名古屋鉄道)名鉄犬山駅との接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載すること。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に空白を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

内田線を削除

表1 観光振興事業により運行する運行系統の概要及び運送予定者(地域内観光フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内観光フィーダー系統の基準適合 (別表8及び別表11)				
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハただし 書きの該当	指定区間と接続の 確保	主要交通結節点と 接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表8のみ)
犬山市	あおい交通株式会社	(8) 内田線	犬山駅西口	城前広場	犬山市体育館	往12.8km 復14.5km	250日	1,125回		路線定期		犬山駅で指定区間名古屋鉄道犬山線と接続	主要交通結節点犬山駅と接続	③
										新規シート(観光フィーダー用の表1)				

- (注)
- 区域運行による運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内観光フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表15)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行による運行の別を記載すること。
 - 「基準ハただし書きの該当」については、別表8ハただし書きにより補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「指定区間と接続の確保」については、地域内観光フィーダー系統が接続する指定区間とどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 「主要交通結節点と接続の確保」については、地域内観光フィーダー系統が接続する主要交通結節点とどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 観光振興事業を行う地域の概要

新規シート(観光リーダー用の表5)

市区町村名	犬山市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	37,452
交通不便地域等	3,287

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
3,287	別紙のとおり	局長指定

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、観光振興事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表8(ただし書き(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表8(ただし書き(2)(実施要領XI2で準用する地域公共交通確保維持改善事業実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表8(ただし書き(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)